

総合評価書

平成20年3月

評価対象名	感染症対策の充実
主管部局・課室	健康局結核感染症課
関係部局・課室	—

1. 関連する政策体系

基本目標	I	安心・信頼してかけられる医療の確保と国民の健康づくりを推進すること
施策目標	5	感染症など健康を脅かす疾病を予防・防止するとともに、感染者等に必要な医療等を確保すること
施策目標	5-1	感染症の発生・まん延の防止を図ること
個別目標1		感染症対策の充実を図ること
個別目標2		病原体等所持者からの許可及び届出に関する事務を適切に行うこと
個別目標3		法に基づく予防接種の実施を推進すること

2. 評価の契機等

新型インフルエンザに変異する可能性が最も高いとされているインフルエンザ（H5N1）については、平成18年6月に政令を定め（※1）、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号。以下「感染症法」という。）に基づく指定感染症として指定し入院措置等を可能としているが、平成20年6月11日に当該政令が失効する。これを踏まえ、インフルエンザ（H5N1）に対する入院等の措置を継続して実施するための法的整備を行う必要があったほか、世界的に大流行が危惧されている新型インフルエンザに対する水際対策等の感染防止策の充実を図る必要があったこと。

※1 インフルエンザ（H5N1）を指定感染症として定める等の政令（平成18年政令第208号）

3. 評価の方法等

（1）評価の観点

新型インフルエンザの想定される感染力、罹患した場合の重篤性等を踏まえた場合に、現行の感染症法及び検疫法上の対策では不足する点などの問題点は何か。

（2）収集した情報・データ及び各種の評価手法を用いて行った分析・測定の方法

新型インフルエンザ対策の根幹であり、政府の行動計画である「新型インフルエンザ対策行動計画」（平成17年12月鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議策定。平成19年10月再々改訂。）を踏まえつつ、当該計画の改訂事項、鳥インフルエンザ（H5N1）の鳥から人への感染事例の発生状況等を用いて、厚生科学審議会感染症分科会で有識者の委員による検討を求めた。

（参考：「新型インフルエンザ対策行動計画」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/kenkou/kekkaku-kansenshou04/13.html>

「厚生科学審議会感染症分科会」

<http://www.mhlw.go.jp/shingi/kousei.html#kansen>

4. 評価結果等

(1) 評価結果（問題点及びその原因）

現行の感染症法及び検疫法の規定によるインフルエンザ（H5N1）及び新型インフルエンザ対策上の問題点

- ① インフルエンザ（H5N1）については、平成18年6月に政令を定め、検疫法に基づく検疫感染症として検査を実施するとともに、感染症法に基づく指定感染症として入院等の措置を可能としているが、感染症法上、指定感染症として政令を定めることのできる期限が2年であることから、同指定は平成20年6月11日を限りに失効するため、平成20年6月12日以降、同様の措置がとれなくなる。
- ② 新型インフルエンザに対しては、発生直後から迅速に検疫における患者の隔離や感染のおそれがある者の停留、国内発生時の入院等の措置を実施する必要があるが、そうした対応を行うために現行法では、政令で当該感染症を指定しなくてはならない。新型インフルエンザは想定される感染力が強いことから、政令指定の手続を踏んでいる間に対策が遅れてしまう可能性があるため、検疫法及び感染症法上に、あらかじめ、新型インフルエンザに関する規定を整備し、発生直後から対策を開始できるようにする必要がある。なお、その際には、インフルエンザ（H5N1）の血清亜型以外の血清亜型のインフルエンザウイルスが、新型インフルエンザのウイルスとなる可能性もあることから、インフルエンザ（H5N1）以外にも対応する規定とする必要がある。
- ③ 現行の検疫法では、同じ航空機で患者の近くの座席に座っていた者など発症はしていなくても、感染のおそれが強い者については、一定期間、停留を行うこととしている。しかしながら、停留先施設は医療機関に限っており、新型インフルエンザが発生した際には、その想定される感染力の強さを踏まえ、停留する必要がある者が多数に上り、貴重な医療機関を使用してしまうことは不相当であり、かつ、医療機関では対応しきれないことが想定される。
- ④ 現行の感染症法では、感染していると疑うに足りる正当な理由のある者に対して、健康診断を実施できる。しかしながら、新型インフルエンザは、潜伏期間中に健康診断を行っても病原体の検出は不可能と考えられていることから、当該健康診断の制度のみでは、新型インフルエンザに感染した者の早期発見が困難である。
- ⑤ 現行の検疫法では、入国者のうち、感染のおそれはあるが、停留対象にはならない者については、検疫所長が当該者に健康状態を報告させることができ、当該者が健康状態に異状を来した旨の報告があったときは、検疫所長は直ちに当該者の居住する地域の都道府県知事に通知を行い、当該知事はそれに基づき、調査等を実施することとなっている。しかしながら、この仕組みがあっても、感染力が極めて強いと想定される新型インフルエンザについては、通知後の対応では、感染の拡大を防止できない可能性がある。
- ⑥ 新型インフルエンザの発生時には、検疫の実施に当たり、乗客等の相当な混乱が生じることが予想されることから、当該混乱を防止し、円滑な検疫を実施するための対策が必要である。

(2) 今後の検討の方向性

- ① 以上のように、従来から知られている感染症に比べ感染力が強いと想定される新型インフルエンザに対して、現行の感染症法及び検疫法の規定のみでは、十分な対策は難しいのが現状であり、新型インフルエンザの発生に備え、早急に法改正を行うべきであると考えられる。
- ② 新型インフルエンザ対策の充実を図るため、具体的には以下の改正を検討する。
 - i 平成20年6月以降もインフルエンザ（H5N1）の患者に対し、入院等の措置を可能とする規定の整備。
 - ii インフルエンザ（H5N1）の血清亜型以外の血清亜型インフルエンザウイルスが新型インフルエンザになっても対応が可能となるよう新型インフルエンザを感染症法及び検疫法に位置づけ、検疫、入院等の措置の規定を整備。
 - iii 新型インフルエンザについて、停留先の施設として、医療機関以外の施設を迫

- 加。
- iv 新型インフルエンザについては、感染していると疑うに足りる正当な理由のある者のうち、症状が発現していない者等への健康状態の報告や外出自粛の要請などまん延防止策の追加。
 - v 新型インフルエンザについては、検疫において感染のおそれはあるが、停留対象にはならない者と判断された時点で、検疫所長から都道府県知事へ通知する規定の追加。
 - vi 検疫を円滑に進めるには、乗客等の検疫に対する理解や事前の準備が有効であるため、航空会社に対し、必要な協力を要請できる規定の追加。

※ 以下は、原則としてフォローアップ時に記入する。

5. 評価結果の反映状況

--

6. その他

(1) 評価の実施過程において明らかになった課題

--

(2) 外部有識者等の活用状況

--

(3) パブリックコメント等を行った場合はその意見

--